

薬生監麻発 0522 第 1 号
令和 5 年 5 月 2 2 日

各都道府県・指定都市衛生主管部（局）長
各都道府県・指定都市青少年行政主管部（局）長
各都道府県・指定都市消費者行政主管部（局）長
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長 殿
各都道府県私立学校主管課長
各国公立大学法人事務局長

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
警察庁生活安全局人身安全・少年課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長
消費者庁消費者政策課長
こども家庭庁成育局安全対策課長
法務省大臣官房秘書課長
財務省関税局調査課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
(公 印 省 略)

各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について（依頼）

政府では、薬物乱用の根絶のため、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成 30 年 8 月 3 日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、関係省庁が連携した総合的な対策を推進しているところです。

今般、警察庁が発表した令和 4 年における組織犯罪の情勢（※1）によると、令和 4 年中の我が国の薬物情勢は、覚醒剤事犯の検挙人員が減少傾向を示しているものの、薬物事犯全体の検挙人員の約 5 割と最も多く、依然として我が国における根強い覚醒剤需要について憂慮すべき事態が続いております。

また、大麻事犯の検挙人員は 5,342 人で、過去最多を記録した前年に続く高い水準にあり、「大麻乱用期」の渦中にあると言えます。とりわけ、大麻事犯の検挙人員の約 7 割が 30 歳未満の若年層であり、若年層における大麻の乱用拡大が問題となっています。

さらに、危険ドラッグの検挙人員については、279 人と前年から倍増しており、中でも危険ドラッグ乱用者のうち、30 歳未満の占める割合が増加しています。

こうした中、薬物乱用による健康被害等の危険性、青少年の非行・被害の防止、犯罪の予防・再犯防止等について、国民に深く理解を促すための各種運動・月間

等（※２）の時期を迎えます。

つきましては、貴職及び貴管下市町村等関係機関におかれましては、当該時期において、下記の事項に御留意いただき、資料を有効に活用するなどして、薬物乱用防止のための広報啓発活動に重点的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

※１ 警察庁「令和４年における組織犯罪の情勢」

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/R04sotaijousei/r4jousei.pdf>

※２ 各種運動・月間等

- ・「不正大麻・けし撲滅運動」（５月～６月）
- ・「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」（６月２０日～７月１９日）
- ・「薬物乱用防止広報強化期間」（６月～７月）
- ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（７月）
- ・「“社会を明るくする運動”強調月間」（７月）
- ・「再犯防止啓発月間」（７月）
- ・「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」（１０月～１１月）

記

１ 薬物乱用に関する正しい知識の周知徹底

昨今、増加傾向が顕著な大麻の乱用に関しては、海外の一部の国における大麻の嗜好・医療・産業目的での解禁による影響や、インターネット上での「身体への影響がない」「依存性がない」等の誤情報の流布等により、国民、特に若年層による大麻の乱用が助長されている恐れがある。

また、近年大麻の乱用形態が変化し、大麻濃縮物である大麻ワックス、大麻リキッド等が我が国に流入しその乱用拡大が懸念される状況にある。

政府としては、このような薬物情勢に留意しつつ、薬物乱用の危険性や健康被害等の情報を広く周知するため、啓発内容の充実に努めていくことが必要であると考えている。

このため、青少年、保護者、学校関係者、薬物乱用防止指導員等のほか、地域で牽引的役割を担っている少年補導センター等の少年補導委員、少年警察ボランティア、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等の指導者に対しても、大麻を始めとする薬物の危険性・有害性に関する正しい知識を周知徹底し、薬物乱用根絶のための更なる気運の醸成を図る。

２ 青少年に対する広報啓発活動の強化

薬物乱用を防止するためには、早い時期から薬物乱用の危険性についての正しい知識を身につけ、地域全体で薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させ

ることが重要である。

このため、学校等において、薬物乱用に関する正しい知識・情報を周知するための取組を積極的に推進するとともに、薬物乱用防止教育を受ける機会の少ない有職・無職の少年に対しても正しい知識・情報が周知されるよう、労働関係機関・青少年労働関係団体等と連携し、訴求対象に応じた広報媒体を活用する等、効果的な啓発活動に努める。

また、青少年がインターネットを通じて乱用薬物等の誤った情報に触れる危険性が増加していることから、各地方公共団体の相談窓口、インターネット・ホットラインセンターやあやしいヤクブツ連絡ネット等の周知・利用促進を図るとともに、保護者や地域の指導者等に対しては、青少年のインターネットの適切な利用についても併せて周知する。

3 薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口等の周知徹底

我が国の覚醒剤事犯については、総検挙人員の65パーセント以上が再犯者であり、再乱用防止対策の強化が喫緊の課題とされている。

薬物の再乱用防止を図るためには、薬物乱用者本人に対する適切な治療、社会復帰支援及びその家族への支援体制を整えることが重要である。

このような薬物再乱用防止対策を充実強化するため、薬物乱用者や薬物問題を抱える家族等が早期に相談でき、個々の状態及び状況に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう、地域における相談窓口等の周知徹底を図る。

4 関係機関等の連携強化

薬物乱用の防止を一層推進するためには、地域全体、ひいては社会全体における薬物根絶意識の醸成を図ることが重要であり、関係機関、団体等が連携を密にし、一丸となって各種取組を推進する必要がある。

このため、広報啓発活動の実施に当たっては、薬物乱用対策推進地方本部等の枠組みを積極的に活用して、関係機関・部局間の情報共有を図るとともに、標記運動・月間等に係る取組を有機的に連動させるなど、関係機関、団体等が連携を密にした効果的な啓発活動を推進する。

また、青少年の薬物再乱用防止の観点から、「子ども・若者支援地域協議会」、「要保護児童対策地域協議会」、「少年サポートチーム」等、困難を抱える青少年を地域において支援するための枠組みを有効活用し、薬物問題を抱える青少年やその家族等が継ぎ目なく、安心して適切な支援を受けられるよう努める。

<https://www.d-info.net/>

資料2 青少年向け普及啓発用パンフレット「薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」健康にいきようパート36」〔厚生労働省〕

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001038789.pdf>

資料3 ご家族の薬物問題でお困りの方へ（家族読本）〔厚生労働省〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iry_ou/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku_doikuhon.html

資料4 あやしいヤクブツ連絡ネット〔厚生労働省〕

<https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp>

資料5 サキドリ情報便！～「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用の防止〔内閣府、厚生労働省〕

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24645.html>

資料6 宇賀なつみのそこ教えて！～間違った情報に注意！ 大麻の本当の怖さ〔内閣府、厚生労働省〕

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg23100.html>

資料7 政府インターネットテレビ「たった一度の過ちがあなたの一生を台無しに ストップ・違法薬物！」〔内閣府、厚生労働省〕

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg17357.html>

資料8 青少年の非行・被害防止全国強調月間ホームページ〔こども家庭庁〕

<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/hikouhigai-gekkkan/>

資料9 保護者向け普及啓発リーフレット集〔こども家庭庁〕

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

資料10 政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」（若者を中心に大麻による検挙者が急増！「誘われて」「興味本位で」が落とし穴に。）〔内閣府、警察庁〕

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201806/3.html>

資料11 薬物乱用防止資料「薬物乱用のない社会を」〔警察庁〕

<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakubutu/nodrug.pdf>

資料12 大麻対策のためのポータルサイト〔警察庁〕

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/illegal_cannabis/index.html

資料13 外国人向け広報啓発パンフレット「Drug Control in Japan」〔警察庁〕

https://www.npa.go.jp/english/bureau/organized_crime_department/index.html

資料14 “社会を明るくする運動” ホームページ〔法務省〕

https://www.moj.go.jp/hogol/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html

資料15 大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料〔文部科学省〕

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm

資料16 7月は「再犯防止啓発月間」です〔法務省〕

https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00051.html

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

03-5253-1111 (内 2796・2778)

警察庁生活安全局人身安全・少年課

非行防止対策企画係

03-3581-0141 (内 3071・3072)

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課

薬物銃器対策室企画係

03-3581-0141 (内 3272・3275)

消費者庁消費者政策課

03-3507-9186 (直通)

こども家庭庁成育局安全対策課

環境整備係 03-6858-0155

法務省大臣官房秘書課

総務係 03-3580-4111 (内 2083)

財務省関税局調査課

総括係 03-3581-4111 (内 4887)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

がん教育推進係

03-5253-4111 (内 2931)